

職務に専念する義務の特例に関する規則

平成11年7月1日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第12号）第2条第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ広域連合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合
- (2) 選挙権その他公民として権利を行使する場合
- (3) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (4) 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条若しくは第49条の2第1項又は職員からの苦情相談に関する規則（埼玉県人事委員会規則11-14）第2条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、又は不利益処分に関する審査請求をし、及びこれらに関し、公平委員会が行う審査のため出頭する場合
- (6) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合
- (6)の2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第14号）においてその例によることとされている議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号）第18条の規定に基づき審査を申し立て、又は同条例第20条の規定に基づき補償を受け、若しくは受けようとする者として出頭する場合
- (7) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合
- (8) 法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し又は意見を申し出る場合
- (9) 彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する地方公共団体の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

- (10) 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合
- (11) 広域連合行政と密接な関係を有し、広域連合が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合
- (12) 職員団体の指名を受けた者、労働組合の代表者又はこれらの団体から委任を受けた者として当局と適法な交渉を行う場合
- (13) 市町村等の消防団員となり、当該消防団員としての業務に従事する場合
- (14) 妊娠中の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康審査に基づく指導事項を守るため休息又は補食する場合
- (15) 「人事評価に関する苦情処理実施要領（平成14年3月28日埼玉県総合政策部長決裁）」に基づき、相談者が苦情相談員に対して苦情等の相談を行う場合、申出者が苦情内容等を記載した書面を苦情処理委員会に提出する場合若しくは苦情処理調査会が行う調査のため出頭する場合又は申出者若しくは申出者から指定された職員を代表する者が苦情処理委員会に出席する場合
- (16) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めた場合

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第3号）

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成28年6月14日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。